

県立学校生徒用貸与端末一式の購入 入札申請関係書類

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ② 入札公告（写し）
- ③ 入札説明書
- ④ 仕様書
- ⑤ 仕様確認申込書・入札用機器内訳書
- ⑥ 仕様に関する質問書
- ⑦ 入札書
- ⑧ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑨ 委任状
- ⑩ 入札の注意事項
- ⑪ 提出書類の注意事項
- ⑫ 契約書（ひな型）
- ⑬ 誓約書（適正な労働条件の確保・暴力団排除条例）
- ⑭ 誓約書（様式8）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか1つを持参ください）

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 3 旅券（パスポート）
- 4 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

< 担 当 >

兵庫県出納局管理課 物品班 児玉

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 75787

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 入札件名 県立学校生徒用貸与端末一式の購入
- 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名：_____

職・氏名：_____

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 連絡先（担当者）

所属：_____

電話：_____

氏名：_____

FAX：_____

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月14日

契約担当者

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

県立学校生徒用貸与端末一式の購入

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(4) 納入場所

兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（月額）の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

入札は、書面又は電子によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局物品管理課 担当 児玉

電話（078）341-7711 内線75787 F A X（078）362-3928

イ 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間並びに入札説明書の交付期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札の日時及び場所

令和8年8月28日（金）午後4時 兵庫県庁3号館8階会議室兼入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年8月27日（木）午後5時までに上記アの場所に必着のこと。

(2) 電子による入札

兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 参加申込みの期間

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年7月28日（火）は午後4時までとする。）

イ 入札の日時

令和8年8月21日（金）午後5時から同月28日（金）午後4時まで（県の休日を除く。）

ウ 開札日時及び場所は上記(1)ウに同じ

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年7月15日（水）から同年8月7日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

なお、電子入札システムによる場合は、令和8年7月15日（水）から同月28日（火）（県の休日を除く。）の午前9時から午後8時まで（ただし、令和8年7月28日（火）は午後4時までとする。）の間に提出すること。

イ 受付場所

上記3(1)アに同じ

ウ 提出書類

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を確認できる書類

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年8月21日（金）午後5時までに通知する。

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月26日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うか、又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が議会の議決日※（令和8年10月上旬頃）までであること。

※審議日程が分かり次第、本調達に参加申込を行った者に連絡する。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
 なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く。）。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く。）。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
 入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の締結
 ア 契約の締結に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定に基づき議会の議決を要するので、落札者は、落札決定の日から7日以内に、契約担当者から交付された契約書により仮契約を締結し、議会の議決を経た後、本契約を締結する。
- イ 落札決定後、議会の議決までの間に、落札決定した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (8) その他
 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
 Motohiko Saito, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature of quantity of the product to be procured:
 1 set of Prefectural school student loaner device
- (3) Delivery period: March 31, 2027
- (4) Delivery location:
 170 schools in Hyogo Prefecture (as specified in the specifications)
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:
 16:00 July 28, 2026
- (6) Deadline for tender:
 16:00 August 28, 2026 by direct delivery, electronic bidding system
 17:00 August 27, 2026 by mail
- (7) Person to contact concerning the Notice:
 Mr. Kodama, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefectural Government
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
 TEL (078)341-7711 extension 75787

入 札 説 明 書

県立学校生徒用貸与端末一式の購入の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
県立学校生徒用貸与端末一式の購入
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
別添仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和9年3月31日（水）
- (5) 納入場所
兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
ただし、名簿に登録されていない者で、入札参加を希望し物品関係入札参加資格者の認定を求める場合は、令和8年7月28日（火）午後4時までに、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に係る書類を添えて4（1）イに記載する受付場所へ持参して、入札参加資格の随時審査を受けること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県出納局物品管理課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）
電話番号（078）341-7711（内線75787）
- (2) 提出期間
令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（持参の場合は兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（持参の場合は正午から午後1時までを除く。）
また、兵庫県電子入札共同運営システム（以下、電子入札システムという。）は、上記期間の毎日午前9時から午後8時まで（県の休日を除く。）利用できる。（ただし、令和8年7月28日（火）は午後4時までとする。）
- (3) 提出書類
ア 申込書を作成のうえ前記（1）に直接持参又は郵送すること。なお、電子入札システム利用者については、同システムにより申請を行うこと。
イ 前記2（1）の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- (4) 入札参加資格の確認
ア 入札に参加できる者の確認基準日は、前記（2）の最終日とする。
イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込み及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年8月4日（火）までに申込者に電子入札システム又は文書（一般競争入札参加資格確認

通知書)により通知する。

そのため、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

なお、電子入札システム利用者については、同システムにより通知を行うため、返信用封筒は不要とする。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和8年8月5日(水)から令和8年8月18日(火)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 提出場所

(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和8年8月21日(金)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月15日(水)から同年8月7日(金)まで(持参の場合は県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

電子入札システムによる場合は、令和8年7月15日(水)から同月28日(火)までの毎日午前9時から午後8時まで(県の休日を除く。また、令和8年7月28日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県出納局物品管理課(兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

電話番号 078-341-7711(内線75787)

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

仕様確認申込書及びカタログ等の仕様を満たしていることが確認できる書類

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

電子入札システム、持参又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果

令和8年8月21日(金)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

(4) 質問の回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年8月21日(金)から同月27日(木)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所 前記3(1)に同じ。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県出納局物品管理課

令和8年7月14日（火）から同月28日（火）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 入札・開札の場所及び日時

（1）場所 兵庫県庁3号館8階会議室兼入札室

（2）日時 令和8年8月28日（金）午後4時

（3）前記3（4）イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。（電子入札システム利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合を除く。）

8 入札書の提出方法

入札書は、参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札書」と表記のうえ、宛て名及び入札物件等を記入し、令和8年8月27日（木）午後5時までに前記4（1）イの場所に必着すること。

電子入札の場合は、令和8年8月21日（金）午後5時から同月28日（金）午後4時まで（県の休日を除く。）に入札を行うこと。（電子入札は午前9時から午後8時までの間利用可能。）

9 入札書の作成方法

（1）入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

（2）入札書は所定の別紙様式によること。

（3）入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1（1）に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

（4）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

（5）入札執行回数は、2回を限度とする。

（6）一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

（7）電子入札の場合については、電子入札システムにより入札を行うこと。

入札書の記載方法等は上記（1）から（6）を準用する。

10 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月26日（水）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年8月26日（水）以前の任意の日を開始日とし、議会の議決日※（令和8年10月上旬頃）以降を終了日とすること。

※審議日程が分かり次第、本調達に参加申込を行った者に連絡する。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

（2）契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を本契約締結日（下記16（3）参照）までに納入しなけ

ればならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合は、契約保証金を免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に係りのない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、仕様確認において承認された物品以外での入札、申込み又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、政令167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
(注) 予定価格には次の費用を含む。
 - ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、入札書を郵送した者、電子入札を利用した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が議会の議決日※（令和8年10月上旬頃）までであること。
※審議日程が分かり次第、本調達に参加申込を行った者に連絡する。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1) から (8) までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4) 又は (5) に違反して無効となったもの以外のもの

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約の締結

契約書は、書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）により、特別な事情のない限り、落札決定の日から7日以内に作成しなければならない。

なお、この期間内に契約書を作成しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(1) 書面の契約書の場合

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者あてに提出すること。

イ 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。

(2) 電子契約の場合

ア 落札者は、落札決定後速やかに、契約担当者あてに電子契約利用同意書を電子メールにより提出し、その後、契約担当者からの電子契約の確認依頼を受けて、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行うこと。

イ 契約書は、電磁的記録により双方で保有する。

ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

(3) この入札の対象となる調達契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年県条例第9号)第3条の規定に基づき、議会の議決を要するので、落札者は、落札決定の日から7日以内に、契約担当者から交付された契約書により仮契約を締結し、議会の議決を得た後、本契約を締結する。

(4) 落札決定後、議会の議決までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

(1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。

(2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

(3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、ア 暴力団及び暴力団員でないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5—10—1

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：(078)341—7711 内線75787）

県立学校生徒用貸与端末仕様書

1 件 名 県立学校生徒用貸与端末

2 調達の目的 Society5.0時代の教育を支える学習環境を実現するため、経済的な事情により端末の購入が困難な生徒等へ支援を行い、県立学校の1人1台端末環境の実現に向けて令和3年度に導入した端末について更新整備を行う。

3 品目及び数量 県立学校生徒用貸与端末A 4,844台(Windows 端末)
県立学校生徒用貸与端末B 2,026台(iPad 端末)

4 納入期限 令和9年3月31日(水)

5 納入場所 県立学校 御影高等学校 他 169箇所(詳細は別紙)

6 調達概要及び基本的条件

- (1) 入札金額には、本仕様書に記載した全ての要求事項(機器等調達、搬出・搬入等一式)にかかる費用を含むこと。
- (2) 入札金額には、機器等の納入までとし、納入機器の設定作業(ソフトウェアのインストール、各種設定作業、動作確認)は含まない。
- (3) 納入する機器等は、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。
- (4) サプライチェーン・リスクに考慮した端末を選定すること。
- (5) 端末の仕様を遵守し、履行する上で必要となる全ての諸経費・機器等についても、見積に加えること。
- (6) 納入するOSは、調達の時点で、最新バージョンのものを調達すること。

7 調達端末について

(1) 県立学校生徒用貸与端末A

項目	仕様
OS	Windows 11 Pro Education 相当
CPU	Intel Celeron Processor N100 同等以上 ※Intel 社製に限定するものではない。
ストレージ	128GB 以上
メモリ	8GB 以上
画面	10～14 インチ
形状	コンバーチブル型
無線	IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上(Wi-Fi 対応)
キーボード	日本語レイアウト (JIS 配列)
カメラ	インカメラ及びアウトカメラ ※アウトカメラにオートフォーカス機能を有すること ※インカメラ及びアウトカメラともにQRコードを正しく読み取れる機能を有すること

音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子×1 以上
外部接続端子	・USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを 1 つ以上有していること ・HDMI ポート を 1 つ有していること ・映像出力に対応したポートを 1 つ以上有していること（USB Type-C の場合は、DisplayPort Alt Mode に対応していること）
バッテリー駆動時間	12 時間以上
重さ	1.4kg 未満（キーボード込）
堅牢性	落下、衝撃、温度変化等に対する堅牢性が確保されていること (MIL STD-810 準拠)
その他	1 端末を適切に運用するためのセキュリティ対策として以下の機能を有していること ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） 2 端末は新品とし、同梱の充電ケーブル及び電源アダプタを含めること 3 機器の色は指定しないが、原則、全ての機器を同じ色にすること

(2) 県立学校生徒用貸与端末 B

項目	仕様
OS	iPadOS
CPU	A16 チップ以上
ストレージ	128GB 以上
画面	10.9 インチ以上、タッチパネル
無線	IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax 以上
カメラ	インカメラ及びアウトカメラ
スタンド	カバーにスタンド機能を有すること
音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を 1 つ以上有していること
外部接続端子	USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを 1 つ以上有していること
バッテリー駆動時間	8 時間以上
重さ	1.5kg 未満（キーボード込）
その他	1 端末を適切に運用するための以下の機能を有していること (1) 端末の稼働状況を把握できる機能 (2) 適切なセキュリティ対策としての以下の機能 ・マルウェアから端末を保護する機能 ・ストレージにデータを暗号化して保存する機能（必要に応じて利用可能であればよい） 2 OS メーカー（端末の OS と異なるものでもよい）が標準的に提供する教科横断的に活用できるソフトウェアを学習用ツールとして整備すること 3 端末は新品とし、同梱の充電ケーブル及び電源アダプタを含めること 4 端末の色は、原則、全ての機器をシルバーとすること

キーボード ケース	・一体型であること。 ・調達する端末に対応していること。 ・タッチペン収納スペースを有していること。 ・キーボードが日本語レイアウト（JIS 規格）であること。 ・USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること。 ・音声入出力に対応したイヤホンジャックコネクタを有していること。 ・映像出力に対応したUSB Type-C コネクタを有していること。 ・USB Type-C コネクタを介して調達する端末から電力供給できること。 ・USB Type-C ケーブルの配線が露出していないこと。 ・キーボードはBluetooth 接続ではないこと。 ・装着時に端末のアウトカメラで撮影できること。 ・スタンド機能を有し、スクリーン角度が調整可能であること。 ・落下、衝撃、温度変化等に対する堅牢性が確保されていること。 ※MIL 規格（MIL STD-810）相当等を想定。 ・メーカーによる保証期間が1年以上であること。 ・調達する端末との合計重量が1.5kgを超えないこと。
--------------	--

8 その他

(1) 納入時期等については、県教育委員会担当者と詳細の打合せを行うこと。

※令和9年3月31（水）までに配置完了すること。

(2) すべての納入物品については、日本国内での利用を想定した製品であること。

(3) 機器の搬入・調整に係る経費は含めること。

(4) 機器は1台ずつ紙箱や段ボール等で梱包のうえ納入すること。

(5) 梱包における段ボールや緩衝材等の不要品はすべて回収して廃棄すること。

(6) 機器設置時に初期不良が見つかった場合は、メーカーの保証規定に従い、速やかに対応すること。

(7) その他、仕様等に不明な点がある場合は、必ず入札前に担当者に確認すること。

(8) 受注者及び事務従事者は、業務上知り得た情報について、公表及び第三者に開示並びに他の目的に利用してはならない。また漏洩しないように対策を行うこと。本契約終了後又は、解除後においても守秘義務を負うものとする。

(別紙)

NO	学校名	合計	内訳		郵便番号	住所	電話番号
			端末A	端末B			
1	御影高等学校	7	0	7	658-0045	神戸市東灘区御影石町4-1-1	078-841-1501
2	東灘高等学校	57	0	57	658-0023	神戸市東灘区深江浜町50	078-452-9600
3	神戸高等学校	4	0	4	657-0804	神戸市灘区城の下通1-5-1	078-861-0434
4	夢野台高等学校	10	10	0	653-0801	神戸市長田区房王寺町2-1-1	078-691-1546
5	兵庫高等学校	30	30	0	653-0804	神戸市長田区寺池町1-4-1	078-691-1135
6	神戸鈴蘭台高等学校	3	0	3	651-1102	神戸市北区山田町下谷上字中一里山9-107	078-591-1331
7	神戸甲北高等学校 北神戸総合高等学校	50	0	50	651-1144	神戸市北区大脇台9-1	078-593-7291
8	長田高等学校	23	23	0	653-0821	神戸市長田区池田谷町2-5	078-621-4101
9	須磨友が丘高等学校	14	0	14	654-0142	神戸市須磨区友が丘1-1-5	078-791-7881
10	須磨東高等学校	17	0	17	654-0152	神戸市須磨区東落合1-1-1	078-793-1616
11	星陵高等学校	14	0	14	655-0038	神戸市垂水区星陵台4-3-2	078-707-6565
12	舞子高等学校	29	29	0	655-0004	神戸市垂水区学が丘3-2	078-783-5151
13	北須磨高等学校	15	0	15	654-0142	神戸市須磨区友が丘9-23	078-792-7661
14	神戸高塚高等学校	25	0	25	651-2277	神戸市西区美賀多台9-1	078-992-7000
15	兵庫工業高等学校	102	102	0	652-0863	神戸市兵庫区和田宮通2-1-63	078-691-1135
16	伊川谷北高等学校 神戸学園都市高等学校	60	10	50	651-2103	神戸市西区学園西町6-1	078-792-6902
17	神戸商業高等学校	35	0	35	655-0038	神戸市垂水区星陵台4-3-1	078-707-6464
18	尼崎高等学校	23	0	23	660-0804	尼崎市北大物町18-1	06-6401-0643
19	尼崎北高等学校	46	0	46	661-0002	尼崎市塚口町5-40-1	06-6421-0132
20	尼崎西高等学校	88	0	88	660-0076	尼崎市大島2-34-1	06-6417-5021
21	尼崎小田高等学校	39	39	0	660-0802	尼崎市長洲中通2-17-46	06-6488-5335
22	尼崎稲園高等学校	3	0	3	661-0981	尼崎市猪名寺3-1-1	06-6422-0271
23	尼崎工業高等学校	104	104	0	660-0802	尼崎市長洲中通1-13-1	06-6481-4841
24	武庫荘総合高等学校	83	83	0	661-0034	尼崎市武庫之荘8-31-2	06-6431-5520
25	西宮高等学校	8	0	8	662-0813	西宮市上甲東園2-4-32	0798-52-0185
26	鳴尾高等学校	16	5	11	663-8182	西宮市学文殿町2-1-60	0798-47-1324
27	西宮今津高等学校	47	47	0	663-8154	西宮市浜甲子園4-1-5	0798-45-1941
28	西宮北高等学校 西宮苦楽園高等学校	40	10	30	662-0082	西宮市苦楽園二番町16-80	0798-71-1301
29	西宮南高等学校	51	51	0	663-8141	西宮市高須町2-1-43	0798-45-2043
30	芦屋高等学校	32	0	32	659-0063	芦屋市宮川町6-3	0797-32-2325
31	国際高等学校	30	9	21	659-0032	芦屋市新浜町1-3	0797-34-1531
32	伊丹高等学校	24	24	0	664-0012	伊丹市緑ヶ丘7-31-1	0727-82-2065
33	猪名川高等学校	25	0	25	666-0233	川辺郡猪名川町紫合字新林4-4	0727-66-0101
34	伊丹北高等学校	38	19	19	664-0006	伊丹市鴻池7-2-1	0727-79-4651
35	伊丹西高等学校	47	47	0	664-0025	伊丹市奥畑3-5	0727-77-3711
36	宝塚高等学校	18	18	0	665-0024	宝塚市逆瀬台2-2-1	0797-71-0345
37	宝塚東高等学校	51	0	51	665-0871	宝塚市中山五月台1-12-1	0797-89-3751
38	川西緑台高等学校	12	0	12	666-0115	川西市向陽台1-8	0727-93-0361
39	川西明峰高等学校	55	0	55	666-0006	川西市萩原台西2-324	0727-57-8826
40	川西北陵高等学校	51	0	51	666-0154	川西市緑が丘2-14-1	0727-94-7411
41	宝塚西高等学校	4	0	4	665-0025	宝塚市ゆずり葉台1-1-1	0797-73-4035
42	宝塚北高等学校	19	0	19	665-0847	宝塚市すみれガ丘4-1-1	0797-86-3291
43	有馬高等学校	19	0	19	669-1531	三田市天神2-1-50	0795-63-2881
44	北摂三田高等学校	5	0	5	669-1545	三田市狭間が丘1-1-1	0795-63-6711
45	三田西陵高等学校	32	0	32	669-1324	三田市ゆりのき台3-4	0795-65-5287
46	三田祥雲館高等学校	19	19	0	669-1337	三田市学園1-1-1	0795-53-1430
47	柏原高等学校	6	0	6	669-3302	丹波市柏原町東奥50	0795-72-1166
48	氷上西高等学校	3	0	3	669-3811	丹波市青垣町佐治378-3	0795-87-0146
49	氷上高等学校	20	0	20	669-4141	丹波市春日町黒井77	0795-74-0104
50	篠山鳳鳴高等学校	7	0	7	669-2318	丹波篠山市大熊369	0795-52-0047
51	篠山産業高等学校	21	0	21	669-2341	丹波篠山市郡家403-1	0795-52-1194
52	篠山東雲高等学校	10	10	0	669-2513	丹波篠山市福住1260	079-557-0039
53	明石高等学校	21	0	21	673-0842	明石市荷山町1744	078-911-4376
54	明石南高等学校	26	26	0	673-0001	明石市明南町3-2-1	078-923-3617
55	明石北高等学校	4	4	0	674-0053	明石市大久保町松陰364-1	078-936-9100
56	明石西高等学校	7	0	7	674-0094	明石市二見町西二見1642-1	078-943-3350
57	明石清水高等学校	58	16	42	674-0074	明石市魚住町清水630-1	078-947-1182
58	明石城西高等学校	10	0	10	674-0062	明石市大久保町八木字奥北野1190-7	078-936-8495
59	加古川北高等学校	13	0	13	675-0019	加古川市野口町水足867-1	0794-26-6511
60	加古川東高等学校	6	3	3	675-0039	加古川市加古川町粟津232-2	0794-24-2726
61	加古川西高等学校	12	0	12	675-0037	加古川市加古川町本町118	0794-24-2400
62	加古川南高等学校	45	0	45	675-0035	加古川市加古川町友沢65-1	0794-21-2373
63	農業高等学校	42	0	42	675-0101	加古川市平岡町新在家902-4	0794-24-3341
64	東播工業高等学校	91	0	91	675-0057	加古川市東神吉町神吉字山の下1748-1	0794-32-6861
65	西脇高等学校	7	7	0	677-0054	西脇市野村町1794-60	0795-22-3566
66	西脇工業高等学校	30	0	30	677-0054	西脇市野村町1790	0795-22-5506
67	多可高等学校	4	4	0	679-1105	多可郡多可町中区東山553	0795-32-3214
68	三木高等学校	17	17	0	673-0402	三木市加佐931	0794-82-5001
69	三木北高等学校	3	3	0	673-0521	三木市志染町青山6-25	0794-85-6781
70	高砂高等学校	31	0	31	676-0021	高砂市高砂町朝日町2-5-1	0794-42-2371
71	高砂南高等学校	20	20	0	676-0025	高砂市西畑2-1-12	0794-43-5900
72	松陽高等学校	47	0	47	676-0082	高砂市曾根町字中浜2794-1	0794-47-4021
73	東播磨高等学校	3	0	3	675-1127	加古郡稲美町中一色594-2	0794-92-3111
74	播磨南高等学校	35	0	35	675-0163	加古郡播磨町古宮167-1	078-944-1157
75	小野高等学校	6	3	3	675-1375	小野市西本町518	0794-63-2007
76	小野工業高等学校	37	37	0	675-1335	小野市片山町1034-1	0794-63-1941

NO	学校名	合計	内訳		郵便番号	住所	電話番号
			端末A	端末B			
77	三木東高等学校 三木総合高等学校	50	50	0	673-0434	三木市別所町小林625-2	0794-85-8000
78	社高等学校	20	20	0	673-1461	加東市社町木梨1356-1	0795-42-2055
79	北条高等学校	18	18	0	675-2241	加西市段下町847-5	0790-48-2311
80	播磨農業高等学校	31	0	31	675-2321	加西市北条町東高室1236-1	0790-42-1050
81	姫路東高等学校	3	3	0	670-0012	姫路市本町68-70	0792-85-1166
82	姫路別所高等学校	33	0	33	671-0223	姫路市別所町北宿字新畑303	0792-53-0755
83	姫路西高等学校	11	11	0	670-0877	姫路市北八代2-1-33	0792-81-6621
84	姫路南高等学校 姫路海陵高等学校	30	30	0	671-1143	姫路市大津区天満191-5	0792-36-1835
85	姫路飾西高等学校	109	0	109	671-2216	姫路市飾西字側町148-2	0792-66-5355
86	飾磨工業高等学校	42	0	42	672-8064	姫路市飾磨区細江319	0792-35-1951
87	姫路工業高等学校	28	28	0	670-0871	姫路市伊伝居600-1	0792-84-0111
88	姫路商業高等学校	30	0	30	670-0983	姫路市井ノ口468	079-298-0437
89	相生高等学校	8	4	4	678-0001	相生市山手1-722-10	0791-23-0800
90	相生産業高等学校	41	41	0	678-0062	相生市千尋町10-50	0791-22-0595□
91	龍野高等学校	9	9	0	679-4161	たつの市龍野町日山554	0791-62-0886
92	龍野北高等学校	17	0	17	679-4316	たつの市新宮町芝田125-2	0791-75-2900
93	太子高等学校	37	37	0	671-1532	揖保郡太子町糸井字糸井池19	0792-77-0123
94	赤穂高等学校	14	0	14	678-0225	赤穂市海浜町139	0791-43-2151
95	福崎高等学校 播磨福崎高等学校	20	20	0	679-2212	神崎郡福崎町福田234-1	0790-22-1200
96	神崎高等学校	25	9	16	679-2415	神崎郡神河町福本488-1	0790-32-0209
97	香寺高等学校	57	57	0	679-2163	姫路市香寺町土師547	0792-32-0048
98	家島高等学校	7	0	7	672-0102	姫路市家島町宮1759-1	079-325-0165
99	上郡高等学校	48	48	0	678-1233	赤穂郡上郡町大持207-1	079-152-0069
100	佐用高等学校	57	57	0	679-5301	佐用郡佐用町佐用260	0790-82-2434
101	山崎高等学校	31	31	0	671-2570	宍粟市山崎町加生340	0790-62-1730
102	千種高等学校	6	0	6	671-3201	宍粟市千種町千草727-2	0790-76-2033
103	伊和高等学校	13	13	0	671-4131	宍粟市一宮町安積616-2	0790-72-0240
104	豊岡高等学校	3	0	3	668-0042	豊岡市京町12-91	0796-22-2111
105	豊岡総合高等学校	25	0	25	668-0024	豊岡市加広町6-69	0796-22-7177
106	香住高等学校	20	0	20	669-6563	美方郡香美町香住区矢田40-1	0796-36-1181
107	日高高等学校	17	0	17	669-5395	豊岡市日高町岩中1	0796-42-1133
108	出石高等学校	21	21	0	668-0211	豊岡市出石町下谷35	0796-52-3131
109	浜坂高等学校	20	20	0	669-6701	美方郡新温泉町芦屋853-2	0796-82-3174
110	村岡高等学校	3	3	0	667-1311	美方郡香美町村岡区村岡2931	0796-94-0201
111	八鹿高等学校	10	0	10	667-0031	養父市八鹿町九鹿85	0796-62-2176
112	但馬農業高等学校	19	0	19	667-0043	養父市八鹿町高柳字奥山田300-1	0796-62-6107
113	和田山高等学校	12	0	12	669-5261	朝来市和田山町枚田岡字縄手376-1	0796-72-3269
114	生野高等学校	4	0	4	679-3311	朝来市生野町真弓坂巻432-1	0796-79-3123
115	洲本高等学校	24	0	24	656-0053	洲本市上物部2-8-5	0799-22-1550□
116	洲本実業高等学校	9	0	9	656-0012	洲本市宇山2-8-65	0799-22-1240
117	津名高等学校	13	0	13	656-2131	淡路市志筑249-1	0799-62-0071
118	淡路高等学校	30	0	30	656-1711	淡路市富島171-2	0799-82-1137
119	淡路三原高等学校	21	0	21	656-0461	南あわじ市市門行寺345-1	0799-42-0048
120	芦屋国際中等教育学校	13	0	13	659-0031	芦屋市新浜町1-2	0797-38-2293
121	湊川高等学校(定)	116	116	0	653-0804	神戸市長田区寺池町1-4-1	078-691-7406
122	神戸工業高等学校(定)	116	116	0	652-0863	神戸市兵庫区和田宮通2-1-63	078-651-2811
123	長田商業高等学校(定)	23	0	23	653-0821	神戸市長田区池田谷町2-5	078-631-0616
124	青雲高等学校(通)	40	40	0	653-0821	神戸市長田区池田谷町2-5	078-641-4200
125	神崎工業高等学校(定)	40	40	0	660-0802	尼崎市長洲中通1-13-1	06-6481-5503
126	西宮香風高等学校(多)	798	798	0	662-0943	西宮市建石町7番43号	0798-39-1017
127	阪神昆陽高等学校(多)	578	578	0	664-0027	伊丹市池尻7-108	072-773-5145
128	有馬高等学校(定)	63	63	0	669-1531	三田市天神2-1-50	0795-63-2881
129	錦城高等学校(定)	200	200	0	673-0001	明石市明南町3-2-1	078-928-3749
130	農業高等学校(定)	179	179	0	675-0101	加古川市平岡町新在家902-4	0794-24-3341
131	西脇北高等学校(定)	32	0	32	677-0014	西脇市郷瀬町669-32	0795-22-5850
132	松陽高等学校(定)	158	158	0	676-0082	高砂市曽根町字中浜2794-1	0794-47-4021
133	小野工業高等学校(定)	95	95	0	675-1335	小野市片山町1034-1	0794-63-1941
134	姫路北高等学校(定)	378	378	0	670-0012	姫路市本町68-70	079-281-0118
135	網干高等学校(通)	16	0	16	671-1234	姫路市網干区新在家字塩浜259-1	0792-74-2012
136	飾磨工業高等学校(多)	431	431	0	672-8064	姫路市飾磨区細江319	0792-35-1951
137	相生産業高等学校(定)	42	42	0	678-0062	相生市千尋町10-50	07912-2-0595□
138	龍野北高等学校(定)	53	53	0	679-4316	たつの市新宮町芝田125-2	0791-75-2900
139	赤穂高等学校(定)	53	53	0	678-0225	赤穂市海浜町139	0791-43-2151
140	豊岡高等学校(定)	42	42	0	668-0042	豊岡市京町12-91	0796-22-2111
141	洲本高等学校(定)	63	63	0	656-0053	洲本市上物部2-8-5	0799-22-1550□
142	視覚特別支援学校	6	3	3	655-0884	神戸市垂水区城が山4-2-1	078-751-3291
143	神戸聴覚特別支援学校	3	0	3	655-0013	神戸市垂水区福田1-3-1	078-709-9301
144	のじぎく特別支援学校	3	0	3	651-2215	神戸市西区北山台2-566-134	078-994-0196
145	神戸特別支援学校	3	0	3	651-1144	神戸市北区大脇台10-1	078-592-6767
146	西神戸高等特別支援学校	3	0	3	651-2204	神戸市西区押部谷町高和1557-1	078-991-2050
147	阪神特別支援学校	3	0	3	663-8001	西宮市田近野町11-7	0798-52-6868
148	こやの里特別支援学校	3	0	3	664-0017	伊丹市瑞ヶ丘2-3-2	0727-77-6300
149	芦屋特別支援学校	3	0	3	659-0034	芦屋市陽光町8-37	0797-25-5311
150	阪神昆陽特別支援学校	3	0	3	664-0027	伊丹市池尻7-108	072-773-5135
151	むこがわ特別支援学校	3	0	3	663-8001	西宮市田近野町10-45	0798-61-3630
152	川西カリヨンの丘特別支援学校	3	0	3	666-0152	川西市丸山台3-4-1	072-769-6888
153	上野ヶ原特別支援学校	3	0	3	669-1515	三田市大原梅の木1546-6	0795-63-3434
154	氷上特別支援学校	3	0	3	669-4274	丹波市春日町棚原3098-1	0795-75-1737

NO	学校名	合計	内訳		郵便番号	住所	電話番号
			端末A	端末B			
155	高等特別支援学校	3	0	3	669-1515	三田市大原梅の木1546-6	0795-63-0689
156	いなみ野特別支援学校	3	0	3	675-1114	加古郡稲美町国安字新開1284-1	0794-92-6161
157	北はりま特別支援学校	3	0	3	679-1112	多可郡多可町中区間子602-1	0795-32-3672
158	東はりま特別支援学校	6	3	3	675-0148	加古郡播磨町北古田1-17-17	079-430-2820
159	姫路聴覚特別支援学校	3	0	3	670-0012	姫路市本町68-46	079-284-0331
160	播磨特別支援学校	3	0	3	679-4002	たつの市揖西町中垣内乙135-1	0791-66-0091
161	姫路特別支援学校	3	0	3	671-0247	姫路市四郷町東阿保字下戸明476-1	079-285-3765
162	赤穂特別支援学校	3	0	3	678-0252	赤穂市大津1305	0791-43-9266
163	西はりま特別支援学校	3	0	3	679-5165	たつの市新宮町光都1-3-1	0791-59-8277
164	姫路しらさぎ特別支援学校	3	0	3	670-0986	姫路市苫編688-5	079-295-2200
165	出石特別支援学校みかた校	3	0	3	667-1366	美方郡香美町村岡区川会33	0796-95-1225
166	出石特別支援学校	3	0	3	668-0204	豊岡市出石町宮内久保谷2-8	0796-52-3565
167	和田山特別支援学校	3	0	3	669-5252	朝来市和田山町竹田1987-1	0796-74-0214
168	県立あわじ特別支援学校	3	0	3	656-0053	洲本市上物部2-1-17	0799-22-1766
169	かこがわ清流特別支援学校	3	0	3	675-1221	加古川市平荘町山角467	079-428-3780
170	教育企画課予備	39	34	5	658-0081	神戸市東灘区田中町5-3-23	078-362-3779
		6,870	4,844	2,026			

仕様確認申込書(機器内訳書)

会社名	
担当者名	
電話	
FAX	
メールアドレス	

案件名	県立学校生徒用貸与端末一式の購入
-----	------------------

品 目	型 式	メーカー	数量
ハードウェア			
ソフトウェア			
その他(搬入、設置作業、設計構築等)			

※ハードウェア・ソフトウェア・その他(搬入・設置作業、設計構築等)全ての項目について記載のうえ、カタログ等仕様のわかるものを添えて、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

入 札 用（機器内訳書）

会社名

担当者名

電話

FAX

メールアドレス

案件名	県立学校生徒用貸与端末一式の購入
-----	------------------

品 目	型 式	メーカ－	数 量	単 価	金 額
ハードウェア					
ソフトウェア					
その他(搬入、設置作業、設計構築等)					
				合計金額	

※応札する物品の型式及びメーカ－を記入してください。

仕様等に関する質問書

会社名

担当者名

電話

FAX

メールアドレス

案件名	県立学校生徒用貸与端末一式の購入
-----	------------------

番号	質問事項記入欄	回答欄(兵庫県記入欄)

※仕様等に関して質問があれば上記に記入のうえ、入札公告及び入札説明書に記載の受付期間内に提出してください。

物 品 入 札 書

件 名 県立学校生徒用貸与端末一式の購入

入 札 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
県立学校生徒用貸与端末一式の購入	一式	—		
計				

設 置 場 所 兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

納 入 期 限 令和9年3月31日（水）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

物 品 入 札 書

件 名 県立学校生徒用貸与端末一式の購入

入 札 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
県立学校生徒用貸与端末一式の購入	一式	—		
計				

設 置 場 所 兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

納 入 期 限 令和9年3月31日（水）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので、本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
（再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です。）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者が所属する部署のものを記載してください。

物 品 入 札 書【再入札用】

件 名 県立学校生徒用貸与端末一式の購入

入 札 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
県立学校生徒用貸与端末一式の購入	一式	—		
計				

設 置 場 所 兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

納 入 期 限 令和9年3月31日（水）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電 話 番 号

メールアドレス

物 品 見 積 書

件 名 県立学校生徒用貸与端末一式の購入

入 札 金 額 ￥

(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
県立学校生徒用貸与端末一式の購入	一式	—		
計				

設 置 場 所 兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

納 入 期 限 令和9年3月31日（水）

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者

兵 庫 県 知 事 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電 話 番 号
メールアドレス

入札の注意事項（紙による入札の場合のみ）

1 入札時の本人確認等について

入札会場において、顔写真付公的書類を提示していただき、本人確認を行います。

顔写真付公的書類（次のいずれか1つを持参してください。）

- ①運転免許証
- ②運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- ③旅券（パスポート）
- ④個人番号カード（マイナンバーカード）
- ⑤在留カード・特別永住証明書
- ⑥官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳等） 等

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）（以下「参加申込書」という。）の「代表者名」に記入した者が入札する場合

参加申込書の「代表者名」に記入した者の本人確認を行います。

なお、参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」の記入は不要です。

- (2) 参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者が入札する場合

「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者の本人確認を行います。

なお、委任状の提出は不要です。

- (3) 参加申込書の代表者名欄に記入した者が入札する予定であったが、急遽変更となる場合又は参加申込書の「3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者」に記入した者から急遽別の者に変更となる場合

入札執行者に連絡のうえ、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。

入札会場では、委任を受けた者の本人確認を行います。

2 入札書について

- (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意してください。

うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。

「物品入札書【再入札用】」には金額欄を未記入としてください（再入札用）。

- (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。

【賃貸借の場合】・・・1箇月あたりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含めない額）

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

3 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。

入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

※ 見積書提出日が再入札日と異なる場合は、開始前に再度本人確認を行います。

4 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないでください。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類等の注意事項

下記に示す書類を、持参により提出してください。ただし、1～5については、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）による提出が可能です（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）。

1 入札参加申込み（期限：令和8年7月28日（火）午後4時）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ③ 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること。）

ただし、電子入札システムの利用による入札（以下「電子入札」という。）の場合は、同システムにより申請を行ってください。このとき、提出書類等の添付ファイルとして、担当者の氏名、連絡先電話・FAX番号の分かるファイル（書式・ファイル形式は問いません。）を添付してください。一般競争入札参加資格の確認結果については、同システムにより通知します。

2 仕様確認を求める書類等及び仕様書の質問について（期限：令和8年8月7日（金）午後4時）

質問の提出期限については、上記のとおりとします。

- ① 仕様確認申込書
- ② 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等
質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。
提出方法は、上記1と同じです。

電子入札システムにより提出する場合は、**令和8年7月28日（火）の参加申込期限までに**、「証明書等／提案書等」提出機能で、内訳書及びカタログ等のファイルを添付して送信することにより行ってください。

なお、添付されるファイルの合計容量が1MB以下をお願いします。送信できない場合は、出納局物品管理課まで連絡願います。

3 開札日時・場所：令和8年8月28日（金）午後4時

兵庫県庁3号館8階会議室兼入札室（電子入札の場合を除く。）

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

※ 郵送の場合は**令和8年8月27日（木）午後5時までに**①、②（1回目入札用）の書類を提出してください。

＜電子入札の場合＞

電子入札書提出期間：**令和8年8月21日（金）午後5時から**

令和8年8月28日（金）午後4時まで（土曜及び日曜を除く。）

4 再入札について

1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

ただし「電子入札システム」による入札参加者がある場合は、再入札日時は 令和8年9月4日（金）午後4時を予定しております。

なお、郵送での入札参加がある場合には、再入札の日程については、別途設定し、1回目の入札終了後ご連絡させていただきます。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

5 契約時（落札業者のみ）

書面又は電子署名サービスを利用した電子契約（以下「電子契約」という。）のいずれかにより作成します。

ア 書面の契約書の場合

物品管理課で準備する2通の契約書に記名・押印してください。

イ 電子契約の場合

落札後、電子契約利用同意書を電子メールにより提出してください。

提出後、電子契約の確認依頼が電子メールで届きますので、電子契約サービスにより契約書に電子署名を行ってください。

本契約と同時に、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の**100分の10以上**の額の契約保証金を議決を得た日の翌日から7日（土曜日、日曜日を含む）以内に納付してください。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出してください（保険加入の場合、期間は別途連絡します）。

なお、「様式8（第5の16関係）誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合は、契約保証金を免除します。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

契 約 書 (案)

- | | | |
|---|---------|-----------------------------|
| 1 | 品 名 | 県立学校生徒用貸与端末一式の購入 |
| 2 | 規格 (形式) | 仕様書のとおり |
| 3 | 数 量 | 仕様書のとおり |
| 4 | 契約金額 | ¥ —
(うち消費税及び地方消費税の額 ¥ —) |
| 5 | 納入期限 | 令和9年3月31日 (水) |
| 6 | 納入場所 | 兵庫県立学校 170箇所 (詳細は仕様書のとおり) |
| 7 | 契約保証金 | |
| 8 | 納入の方法 | 兵庫県の指示による |

兵庫県 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

ただし、本契約を契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者に関する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

乙 住 所

会 社 名

代 表 者 名

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(検 査)

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第3条 乙は、納入物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第7条 乙は、この契約の履行に関して直接又は間接に知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、甲から提供された資料、原票等（以下「資料等」という。）については、甲の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。また、この契約の履行中においては、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管するとともに、使用後は速やかに甲に返還するものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙は、この契約を履行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティ対策)

第9条 乙は、この契約の履行における情報セキュリティ対策のために、「兵庫県情報セキュリティ対策指針」（令和8年兵庫県告示第295号の2。次項において「指針」という。）及びその実施手順を守らなければならない。

2 指針及び実施手順が改正された場合、乙は、当該改正の施行期日から改正後の指針及び実施手順を守らなければならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反し甲に損害を与えたときは、乙に対して損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、セキュリティ対策の実施状況確認のため、随時に、調査し、若しくは必要な報告を求め、又はセキュリティ対策に関して乙に改善を求めることができる。

（権利、義務の譲渡禁止）

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第11条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分 納）

第12条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第13条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（1）契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。

（3）乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第14条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

（1）法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

（2）乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

（3）乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第14条の3 甲は、第14条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第15条 甲は、次条第1号の意見聴取又は警察からの通報により、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項の規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

(情報の利用)

第16条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講ずることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

(警察の捜査への協力)

第17条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第18条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(履行遅延の場合の違約金)

第19条 乙は、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に物品を納入しないときは、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、契約金額につき年10.75パーセントの割合で計算した額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが指定期限後にわたるときは、前項に基づき違約金を支払わなければならない。

3 前各項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これに算入しないものとする。

(賠償の予約)

第20条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定に

より抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約の変更、中止)

第21条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第22条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(調査への協力)

第23条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

(協 議)

第24条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

(本契約の確定)

第25条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、兵庫県議会の議決を得た後本契約を締結する。

この場合において、この契約書は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定に基づく契約書となるものとする。

2 仮契約締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しない。

3 前項により、仮契約を解除した場合、甲は一切の損害賠償の責を負わない。

議会の議決があったことを了知し、本契約の締結を確認した。

令和 年 月 日

乙 住 所

会 社 名

代 表 者 名

(別 表)

品 名	型名	メーカー	数 量

設置場所

兵庫県立学校 170箇所（詳細は仕様書のとおり）

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、契約書において定めた場所で行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(一部委託の禁止)

第11 乙はこの契約の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「一部委託」という。)てはならない。ただし、あらかじめ一部委託の相手方の住所、氏名及び一部委託を行う業務の範囲等(以下「一部委託に関する事項」という。)を記載した一部委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に一部委託することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、この契約の一部を一部委託先から、さらに第三者に再委託させる場合(2次委託)には、甲に対し、当該第三者の一部委託に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、3次委託以降も同様とする。

4 一部委託する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて一部委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、この契約の一部を一部委託する場合には、一部委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、

甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、一部委託先に対して、その委託した業務の履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び一部委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。
 - (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

- 4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)
- 第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。
- 2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(契約の解除)
- 第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
 - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
- (損害賠償)
- 第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
(違約金)
- 第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

電子メール

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

県立学校生徒用貸与端末一式の購入

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が 200 万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第 4 条第 1 項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地

名 称

代表者職氏名

電 話

電 子 メ ー ル

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）
- (8) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (9) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (11) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

誓 約 書

下記 1 の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記 2 の事項を誓約する。

記

1 契約名

県立学校生徒用貸与端末一式の購入

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契 約 名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所 在 地
名 称
代表者職氏名
電 話
電 子 メ ー ル

様式 8（第 5 の 16 関係）
（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の 2(1)には、過去 2 年間（注 1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体
その他知事が指定する公共的団体（注 2）とその契約と種類（注 3）及び規模（注 4）
をほぼ同じくする（注 5）契約を数回以上（注 6）にわたって締結し、履行したもの
のみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含
む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込
時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注 1）「過去 2 年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注 2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵
庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの
の 2 分の 1 以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注 3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調 達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注 4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額
の記載があるときは、契約金額に 12 を乗じて得た金額とし、月額の記載がないときは、
契約総額を契約月数で除した額に 12 を乗じて得た金額を指すものとする。

（注 5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の 7 割に相当する金額以上のものをいう。

（注 6）「数回以上」とは、2 回以上をいう。